

一般社団法人らしきクリエイト

らしき保育園いろどり

重要事項説明書

## 1. 施設の概要・目的及び運営の方針

### ○施設の概要

名称：らしさ保育園いろどり

所在地：鹿児島市草牟田2丁目6番14号

### ○目的

本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

### ○運営の方針

本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

## 2. 連携施設の概要

連携施設の名称	運営主体	所在地	連携協力の内容	連絡先
サニーサイド保育園	有限会社 Sawa Company	鹿児島市 加治屋町7番6号	① 保育に関する助言等 ② 代替保育の提供 ③ 卒園後の受け入れ枠	099-813-7675
坂元ピノキオ保育園	社会福祉法人 坂栄寿会	鹿児島市 坂元町28番5号	① 保育に関する助言等 ② 代替保育の提供 ③ 卒園後の受け入れ枠	099-298-9674

## 3. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第29条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 一時預かり事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の利用の対象とならない、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、同法第6条の3第7号に規定する一時預かり事業を提供する。

## 4. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園に次の職員を置く。（なお員数においては変動することがある）

(1) 管理者（園長）1名

管理者は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士1名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 2 名

保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 3 名

看護師は、看護業務及び保育業務の補佐を行う。

(5) 栄養士 1 名

栄養士は、給食の栄養ならびに衛生管理、アレルギー対応及び食育に関する業務を行う。

(6) 調理員 1 名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

## 5. 保育を行う日及び時間帯

保育を行う日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後7時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(4) 一時預かり事業に係る保育時間

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。（定員に空きがあるときに限り実施）

## 6. 保護者の負担について

本園においては、園児の居住する市町村の条例（以下「条例」という。）が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者からその費用額（法第30条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

## 7. 利用定員

本園の利用定員は、次のとおりに定める。

満1歳未満の子ども	満1歳以上の子ども	合計
1人	11人	12人

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項等

本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 1 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
- 2 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 満3歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日をむかえたとき。
  - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
  - (3) 2、3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 5 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 6 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 7 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- 8 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- 9 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

## 10. 要望・相談・苦情の受付

本園における要望・ご相談・苦情は、お電話や電子メールの他、以下の相談受付担当者にて受け付けます。

○要望・相談受付担当者

職名：主任保育士

氏名：小倉 奈緒子

○解決責任者

職名：園長

氏名：山下 美貴子

○第三者委員

氏名：片平 孝市（町内会会長/鹿児島市議会議員）

## 11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しております。

○嘱託医

医療機関名：鹿児島大学病院小児外科（医局）

電 話：099-275-5444

所在地：鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1

○嘱託歯科医

医療機関名：デンタルクリニックさわやか

電 話：099-257-8080

所在地：鹿児島市武 2 丁目 12-13

## 12. 保険に関する事項

本園は下記の損害賠償に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ※介護保険・福祉事業者統合保険（ほいくのお守り）
補償の概要	園等が法律上の賠償責任を負った場合に被った損害、園児の怪我を補償します。
保険金額	対人：1 事故につき 10 億円 (1 名につき 1 億円) 対物：1 事故につき 1 千万円

## 13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保育によって知り得た個人の情報は、子どもたちの成長を支える以外に、保育に関係のない外部団体や他者へ漏えいすることはいたしません。

【別表1】

1. 特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用

品目	対象児	用途	金額
カラー帽子	全員	屋外での活動時に使用します。	1,100円

※金額については変動することがあります。

2. 延長保育に係る利用者負担

(1) 標準時間認定の場合 (18:00~19:00)・・・1回あたり/250円 \*月契約/3,000円

(2) 短時間認定の場合 (7:00~9:00)・・・1回あたり/250円 \*月契約/3,000円

(17:00~19:00)・・・1回あたり/250円 \*月契約/3,000円

3. 一時預かりに係る利用者負担

(1) 3歳以上の子どもの場合 (9:00~17:00)・・・1回あたり/2,000円

半日・・・1回あたり/1,000円

(2) 3歳未満の子どもの場合 (9:00~17:00)・・・1回あたり/2,500円

半日・・・1回あたり/1,200円

# 重要事項説明書（確認書）

本園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

鹿児島市草牟田2丁目6番14号  
らしさ保育園いろどり  
園長 山下 美貴子

重要事項説明者 \_\_\_\_\_

私は、らしさ保育園いろどりの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 )

保護者住所 \_\_\_\_\_

## 【写真の掲載】

HP ( ) SNS ( ) 園内 ( ) 外部への情報発信等 ( )